

三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第9条 省略 (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) 省略 4～5 省略 以下省略	第1条～第9条 省略 (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) 省略 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適當と認めたもの</u> 4～5 省略 以下省略